

事件番号 平成29年(フ)第2100号  
破産者 株式会社グロワール・ブリエ東京

(注意事項)

## 破産手続開始通知書

東京地方裁判所民事第20部合議A係  
裁判所書記官 岡 智香子

エステティックサロンを運営していました株式会社グロワール・ブリエ東京(代表者代表取締役船田正司/東京都港区北青山三丁目6番7号)に対し、破産手続開始決定がされましたので、次のとおり通知します。

- 1 破産手続開始日時 平成29年4月5日午後5時
- 2 破産管財人 弁護士 進士 肇
- 3 財産状況報告集会の日時及び場所  
平成29年11月13日 午後1時30分  
メルパルクホール(東京都港区芝公園2-5-20)

**この集会に出席する義務はありません。**

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

- 4 (1) 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはなりません。
- (2) 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはなりません。

- 1 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めないとしました(破産法31条2項)。

破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

- 2 前記1の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行って下さい。

- 3 破産手続の進行については破産管財人が開設したホームページをご参照ください。

また、破産手続開始前の事情については、エターナル・ラビリンス(エタラビ)ホームページをご参照の上、重ねてお問い合わせがある場合には、申立人代理人までお願いします。

【破産管財人】

破産管財人ホームページ：<http://www.etarabi.net/>

【申立人代理人】

弁護士 神谷 将史  
FAX：03-6277-7107

【エターナル・ラビリンス】

エタラビホームページ：<https://www.e-laby.com/>